静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想 【概要版】

第1章 目的・位置づけ

1 本構想の位置づけ

○ 本構想は、関連計画及び本県における静岡県パラスポーツ推進協議会の検討成果、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループにおける検討を踏まえ、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、本県における障害者スポーツの環境整備を進めるため、障害者スポーツセンター機能の整備に向けた考え方を示すものである。

2 本構想策定にあたっての基本認識

(1) パラスポーツの振興は、共生社会の実現に寄与するもの

- パラスポーツの振興は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会を実現することに通じ、そのために、すべての人が身近なところでスポーツを実施できる環境が必要になる。
- ② 健常者と障害のある人のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、国、地方公共団体、スポーツ団体及び民間企業等が連携して持続可能な形で推進する体制を構築する必要がある。

(2) 本県の特性等を踏まえた障害者スポーツセンターの整備・運営を目指す

○ (1)のような環境を実現するために、本県の特性やパラスポーツの現状及び課題を踏まえ、 地域でパラスポーツの取組を支える機能(=障害者スポーツセンター)の整備・運営を目指す。

<県全体でのパラスポーツ振興に向けた3つの基本方針>

基本方針1

障害のある人が、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を整備する

基本方針2

県、市町、民間の既存施設や新設予定施設等を活用し、相互に補完し合う 仕組みを検討する

基本方針3

県、市町、関係団体、民間等が連携して、障害のある人のスポーツ活動を 支援する仕組みを検討する

第2章 パラスポーツ振興の現状・課題

1 国内のパラスポーツの現状・課題

- 国内の障害のある人の運動・スポーツ実施率は依然として低い。また、パラスポーツは社会全体へ着実に普及しているものの、直接の観戦や実施経験は少ない。
- パラスポーツの実施環境としては学校施設や公共スポーツ施設の役割が大きいが、更なる整備・ 拡充が重要な課題となっている。

2 本県におけるパラスポーツの現状・課題

- 本県においても、障害のある人のスポーツによる社会参加は少なく、更なる裾野拡大が求められる。また、県民のパラスポーツの認知度は高いが、パラスポーツへの関わりは限定的である。 パラスポーツを支えるボランティアや指導員の数も増加傾向にあるが、地域差は大きい。
- ② 実施環境として、西部地域・中部地域の北部、賀茂地域など、取組が進んでいない地域もみられる。
- 本県では「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」の発足や「ふじのくにパラスポーツ 情報センター」の設置など、静岡県障害者スポーツ協会を中心に、県全体のパラスポーツ振興 を担う体制整備が進められている。

第3章 本県における障害者スポーツセンター整備の在り方

1 障害者スポーツセンターとは

○ 「障害者スポーツセンター」とは、中間まとめによれば、<u>単に障害者専用又は優先スポーツ施設を表すものではなく、</u>県域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ち、高い専門性を持つ人材と拠点となる施設を含んだ、より包括的なものを表すとされている。

<障害者スポーツセンターの機能及び必要な人材、施設・設備>

■障害者スポーツセンターに期待される機能			
●ネットワーク機能	・医療関係者、学校関係者、社会福祉施設関係者等との連携		
	・障害者スポーツ団体、スポーツ団体、スポーツ施設等との連携 等		
●情報拠点機能 ・スポーツ実施を促すための情報発信			
	・地域のスポーツクラブの活動状況等に関する情報収集及び提供 等		
●人材育成	・スポーツ関係者、教職員等、医療関係者等に対する知見等の提供		
・関係者支援機能	・地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成及び派遣 等		
● 指導・相談機能 ・スポーツをこれから始める人に対する安全に配慮した指導			
	・施設内で行うスポーツ教室や地域への出張教室、指導者派遣 等		

■障	■障害者スポーツセンターに必要な人材、施設・設備		
	●人材	・日常的なスポーツ指導にあたる専門の指導員を定常的に配置していること	
		・関係者と連携するためのコーディネーターを定常的に配置していること	
	●施設・設備	・原則として体育室、プール、トレーニング室等が設置されていること	
		・施設がユニバーサルデザイン化されていること	

-出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ・中間まとめ」をもとに作成

2 本県における障害者スポーツセンターの整備パターン地域資源との連携

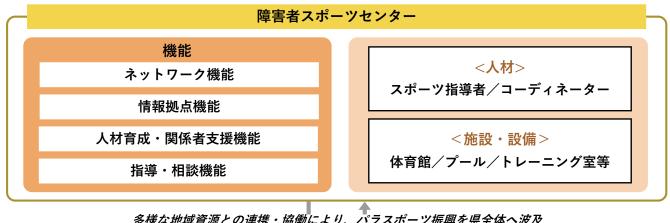
- 中間まとめの整備の進め方を踏まえ、2つの整備パターンを想定する
- 障害者スポーツセンターの整備パターンとして「単独施設型」または「複数施設連携型」を想定する。

<障害者スポーツセンターの整備類型とメリット・デメリット>

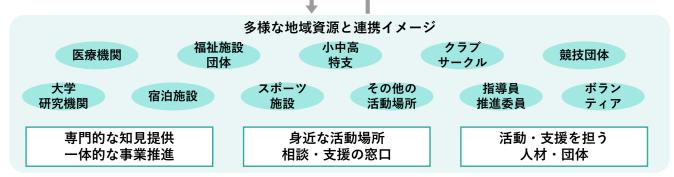
類型	パターン1(単独施設型)	パターン2(複数施設連携型)	
概要	■ 1つの施設で「機能」「人材」「施設・設備」の全てを備えている	■ 複数施設で「機能」「人材」「施設・設備」の 機能を担う	
	障害者スポーツセンター ――――	障害者スポーツセンター ――――	
概念図	人材/施設・設備	機能 人材/施設・設備 (例:体育館)	
「妖心区	機能 トレーニング室 等	人材/施設・設備 (例:プール) (例:トレーニング室 ・その他施設)	
メリット	■ すべての機能・サービスが集約されており、 様々なニーズに対応可能で利用しやすい■ 知見、ノウハウの蓄積や集約がしやすい■ 象徴的な施設にすることが可能	■ 複数施設が役割を担うことで、多様な利用ニーズに対応していくことが可能 ■ 知見、ノウハウの離れた地域への展開も可能 ■ 既存施設の活用により、整備コストを抑えることが可能	
デメリット	施設から遠い方はサービスを享受しにくい知見、ノウハウが施設から離れた地域へ展開しにくい既存施設の大規模改修や新規施設整備が必要であり、整備コストが大きい	■ 複数サービスを利用する場合には、施設間を移動する必要がある■ 単独施設型に比べ、知見、ノウハウの蓄積や集積がしにくい■ 複数施設の改修、修繕費用が発生する■ 事故等が起きた際の責任の所在が明確でない	
備考	東京、横浜等全国26の障害者スポーツセンターは全て単独施設型本県では存在しないため、整備する場合新設となる	■ 全国で事例なし ■ 本県の既存施設を活用することで整備が可能	

■ 多様な地域資源との連携・協働により、パラスポーツ振興を県全体へ波及させる

○ 障害者スポーツセンターを中心に、様々な地域資源(スポーツ施設、医療・福祉施設等)と連携・協 働するとともに、デジタル技術等の積極的な活用により、身近な地域・場所で障害者スポーツセンタ 一の機能を享受できる環境を整備する。



多様な地域資源との連携・協働により、パラスポーツ振興を県全体へ波及



第4章 障害者スポーツセンター整備の方向性

1 基本コンセプト ~障害者スポーツセンターの整備により目指す状態~

■ パラスポーツへの関わり方に応じた多様な機会・環境を提供する

パラスポーツとの接点が少なく関心の低い人から、健康づくりやレクリエーションとして取り組んで みたい人、トップアスリートを目指して競技力向上に取り組みたい人など、パラスポーツへの関わり 方は多岐にわたる。障害者スポーツセンター自身が多様な活動の受け皿になるとともに、あらゆる地 域・場所において、誰もがパラスポーツとの関わりを広げ、深められる環境の構築に取り組む。

■ パラスポーツを支える官民の資源を集積し、県全体へ展開する

- 障害者スポーツセンターを拠点として、パラスポーツに関わる、関心のある官民の人材・団体等が集 まり、交流し、互いのニーズ・シーズを共有し合う場や機会を創出する。
- 集積した資源を積極的に活用し、障害者スポーツセンターにおける新たな事業開発に取り組むととも に、地域資源・地域関連施設との連携を通じて県全体へ展開する。

■ スポーツを通じた共生社会実現のシンボルとしての拠点性を発揮する

- 障害者スポーツセンターには、パラスポーツを通じた共生社会の実現を牽引する"シンボル"として、 県全体のパラスポーツ振興の機運を高めるとともに、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるユニバー サルスポーツの普及・拡大などに積極的に取り組む役割が期待される。
- 障害者スポーツセンターの整備を契機として、情報発信やイベント実施を継続的に取り組むことで、 施設を中心に生まれる共生社会の輪を地域全体へと広げることを目指す。

2 期待される機能

機能	概要	本県の現状の担い手組織
(1) ネットワーク機能	官民の関係者の連携を促し、パラスポーツ	ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシ
	振興の基盤を充実させる	アム(事務局:静岡県障害者スポーツ協会)
(2)情報拠点機能	パラスポーツへの関わり方に応じて必要	ふじのくにパラスポーツ情報センター(運
	な情報を的確に入手できる環境を整える	営:静岡県障害者スポーツ協会)
(3) 人材育成・関係者	パラスポーツ振興の担い手を育成・支援	静岡県障害者スポーツ協会
支援機能	し、活躍を促す	
(4) 指導・相談機能	多様なパラスポーツ活動を応援する切れ	静岡県障害者スポーツ指導者協議会
	目のない支援・サービスを展開する	(事務局:静岡県障害者スポーツ協会)

3 必要な人材、施設・設備

機能	具体的な要件例		
(1) 多様なパラスポーツニーズに対応で	・ 体育室、プール、トレーニング室をはじめとした多様な諸室の		
きる活動場所の整備	確保		
	・ 用具の保管・貸出(施設外活動に利用する場合含む) 等		
(2) 4つの機能を実装する人材・団体の活	・ 十分な執務スペースや会議室等の確保		
動環境の確保	・ 日常的な連携のための情報共有システムや体制整備 等		
(3) 障害の有無によらず安心して利用で	・ 施設まで及び施設内のアクセシビリティの確保		
きるユニバーサルデザイン対応	・ 利用時の人によるサポート、サポートツールの設置・活用 等		
(4) パラスポーツ優先利用の仕組みの導入	・ パラスポーツ利用を優先する利用枠・時間帯の設定		
	・ 利用調整時、予約調整時のパラスポーツ利用の優先 等		

4 立地条件

○ 障害者スポーツセンターに期待される機能を果たすために、次の視点をもとに、障害者スポーツセンターの整備場所を検討する。

<効果的な機能発揮のために求められる立地条件>

拠点としての中心性	県内のパラスポーツ資源を集積しやすい地理的な中心性があること
施設へのアクセス性	利用者・関係者が車・公共交通でアクセスしやすい場所であること
地域資源との連携性	連携が期待される医療機関・教育機関等の地域資源と近接していること

第5章 今後の事業工程・検討事項

○ 障害者スポーツセンターの整備を着実に進めるために、整備内容・施設運営方針の具体化や障害者スポーツセンターの機能を県全体へ波及させるための地域との連携強化等が求められる。

<今後の事業工程・検討事項>

区分	実施主体	事業工程・検討事項			
		令和5年度 令和		6年度~	
		障害者スポーツセンター 機能整備の基本構想	障害者スポーツセンター 基本計画	障害者スポーツセンター 事業準備・開始	
障害者 スポーツ センター	県	■整備の在り方■整備の方向性●基本コンセプト●期待される機能●必要な人材、施設・設● 立地条件	■ 整備方針の決定■ 対象施設決定■ 整備計画の策定■ 運営方針の策定	■ 施設整備の実施■ 運営準備● 運営・事業計画の策定● 管理運営体制の整備等■ 事業開始	
地域連携	県 市町 民間等		障害者スポーツセンターと 地域との連携の在り方検討・体制構築		